

平成25年8月企業団議会議定例会議録

会 期 8月29日（木曜日）午後2時00分～午後3時17分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（10名）

|    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 佐藤 一好 | 2番  | 梅津 政則  |
| 3番 | 小松 良行 | 4番  | 佐久間 行夫 |
| 5番 | 真田 広志 | 6番  | 斎藤 賢一  |
| 7番 | 吉田 一政 | 8番  | 高橋 一由  |
| 9番 | 半澤 高  | 11番 | 佐藤 喜三郎 |

欠席議員（1名）

10番 八島 博正

地方自治法第121条による出席者

|             |       |                                     |         |
|-------------|-------|-------------------------------------|---------|
| 企 業 長       | 瀬戸 孝則 | 理 事<br>伊達市長代理<br>上下水道部長             | 宮島 康夫   |
| 理 事<br>桑折町長 | 高橋 宣博 | 理 事<br>国見町長<br>代理副町長                | 佐藤 弘利   |
| 理 事<br>川俣町長 | 古川 道郎 | 監 査 委 員                             | 八島 博正   |
| 事 務 局 長     | 高橋 正美 | 参 与 兼 次 長 兼<br>総 務 課 長              | 渡 辺 勉   |
| 施設管理課長      | 丹治 元幸 | 総 務 課 主 幹 兼<br>課 長 補 佐 兼<br>企 画 係 長 | 鈴 木 幸 一 |

事務局出席者

|                           |         |                                   |         |
|---------------------------|---------|-----------------------------------|---------|
| 総 務 課<br>主任主査兼<br>総 務 係 長 | 渡 邊 明 範 | 施 設 管 理 課<br>主任主査兼<br>水 質 管 理 係 長 | 木 本 正 弘 |
| 施 設 管 理 課<br>施設第一係長       | 菅 野 敬 明 | 施 設 管 理 課<br>施設第二係長               | 丹 治 朝 輝 |
| 総 務 課 主 査                 | 菅 野 幸 夫 | 総 務 課 主 査                         | 大 波 浩 之 |
| 総 務 課 主 査                 | 茂 木 強   | 総 務 課 主 査                         | 二階堂 信   |

## 1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
  - (2) 会議録署名議員の指名
  - (3) 会期の決定
  - (4) 議席の指定
  - (5) 議長の選挙
  - (6) 議案第4号ないし第5号の提出
  - (7) 提案理由の説明
  - (8) 一般質問
  - (9) 討論、採決
- 

## 2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議長の選挙
- (3) 議案第4号 平成25年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算
- (4) 議案第5号 平成24年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件

午後 2 時00分 開 会

副議長（吉田一政）定足数に達しておりますので、これより 8 月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従いまして、この際、議事進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

会議録署名議員の指名をいたします。

梅津政則議員、9 番、半澤高議員を指名いたします。

この際、ご報告申し上げます。

10番、八島博正議員より、監査委員として出席のため、本日 1 日間欠席届がありました。

会期の決定をいたします。

会期は、本日 8 月29日の 1 日間とすることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（吉田一政）ご異議ございませんので、会期は 8 月29日の 1 日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました印刷物のおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めるため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることにいたします。

日程に従い、これより新たに企業団議員となられた方の議席の指定をいたします。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程に従い、議長の選挙を行います。

これは、議長が欠員となっていることによるものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選によることとして、その指名は議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（吉田一政）ご異議ございませんので、選挙の方法は指名推選によることとし、その指名は議長に一任と決しました。

直ちに指名いたします。

福島地方水道用水供給企業団議会議長に佐藤一好議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました佐藤一好議員を当選人と決してご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（吉田一政）ご異議ございませんので、ただいま指名いたしました佐藤一好議員が企業団議会議長に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、佐藤一好議員に議長当選を告知いたします。

議長に当選されました佐藤一好議員をご紹介します。

**議長（佐藤一好）** ただいま議員の皆様のご推挙によりまして、企業団議長に就任いたしました佐藤一好でございます。まことに身に余る光栄と存じますとともに、命の水を供給する企業団の議長として、その職責の重さを痛感しております。

議員皆様のご今後のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**副議長（吉田一政）** ここで、議長を交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

【副議長、議長と交代】

**議長（佐藤一好）** それでは、ただいまより議事を進めます。

ただいま企業長より議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に従い議案第4号ないし第5号を一括して議案といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

**企業長（瀬戸孝則）** 議長、企業長。

**議長（佐藤一好）** 企業長。

【企業長（瀬戸孝則）登壇】

**企業長（瀬戸孝則）** 本日、ここに8月企業団議会定例会の開会に当たりまして、ご参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、平成25年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算などの議案2件ですが、これが提案理由を申し上げるに先立ちまして、企業団の近況についてご報告申し上げたいと存じます。

すりかみ浄水場内の除染についてであります。計画的に進めているところであります。本年度は、浄水池上部の表土除去及び芝の張りかえを計画しておりましたところ、県の指導により芝の深刈りでの対応となり、除染情報プラザの直営により、去る7月に実施したところであります。今回の深刈りの結果であります。平均で40%程度の放射線量低減が図られましたが、企業団におきましては、今後除去芝生の場合内保管並びに舗装面の高圧洗浄を実施いたしていく予定でございます。今後におきましても、放射線量の低減に努めてまいりたいと思っております。

次に、今回提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第4号 平成25年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算は、東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象とする補償金免除繰上償還を追加するものであります。企業債の補正は、公営企業借換債を追加するものであります。

続いて、議案第5号 平成24年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件は、監査委員の審査意見書を付して、決算の認定について議決をお願いいたすものであります。

以上が提出議案の概要でございますが、詳細につきましては、事務局より説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして挨拶といたします。

**事務局長（高橋正美）** 議長、事務局長。

**議長（佐藤一好）** 事務局長。

【事務局長（高橋正美）登壇】

**事務局長（高橋正美）** それでは、お手元の議案書等に従いましてご説明申し上げます。

まず、議案書目次をお開き願います。議案は、第4号と第5号の2議案でございます。各議案につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。初めに、議案第4号 平成25年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算は、第1条から第4条までとなっております。第2条、収益的収入及び支出の支出におきまして、2,277万6,000円を減額いたすものでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出の収入におきまして、10億3,280万円を増額いたすものでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。こちらは支出の部でございますが、10億8,262万円を増額いたすものでございます。

再度1ページをご覧願いたいと思いますが、第3条に記載のとおり、この補正に伴いまして資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19億2,897万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金19億2,519万4,000円及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額377万8,000円をもって補填いたすものでございます。

続きまして、2ページをご覧願います。第4条の企業債でございますが、企業債の借換えを行いますため、予算に追加いたすものでございます。

以上が議案第4号の内容でございますが、詳細につきましては、別冊の平成25年度の補正予算説明書によりご説明申し上げます。

補正予算説明書の2ページをお開き願います。補正予算の内容は、公営企業借換債の追加に伴いまして、収益的収支の支出におきまして、支払利息及び企業債取扱諸費を減額いたしますとともに、資本的収支の収入におきまして企業債を追加いたし、支出におきまして企業債償還金を追加いたすものでございます。

次、3ページでございますが、補正予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の支出でございますが、第1款水道用水供給事業費用、第2項の営業外費用におきまして、企業債借換えに伴いまして、第1目の支払利息及び企業債取扱諸費2,277万6,000円を減額いたすものでございます。

なお、企業債借換えにつきましては、東日本大震災の特定被災地方公共団体を対象とする補償金免除繰上償還の臨時特例措置によりまして、旧公営企業金融公庫資金の利率4.0%以上の企業債について認められたものであります。当企業団では、昭和63年度、平成4年度及び平成6年度に借り入れた8件が該当しておりまして、未償還額のうち10億3,280万円について低金利資金への借換えをいたすものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入におきまして、ただいま申し上げましたとおり、企業債の借換えによりまして第2項第1目の企業債10億3,280万円を追加いたすものでございます。

次に、5ページの支出におきましても、借換えによりまして第1款資本的支出、第2項第1目の企業債償還金10億8,262万円を追加いたすものでございます。

次に、6ページをお開き願います。6ページの補正資金計画につきましては、経営活動に伴う受入資金と支払資金としまして、現金に関係のある科目ごとに記載したものでございます。補正後の受入資金は121億1,885万4,000円、支払資金は49億3,864万5,000円で、その差引額71億8,020万9,000円が平成25年度末の残額となる見込みでございます。

続きまして、7ページから9ページの補正予算説明でございますが、これは収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正額につきましては、節ごとに記載をしたものでございます。詳細は、記載のとおりでございます。

議案第4号の補正予算の説明につきましては、以上でございます。

再度議案書にお戻りいただきまして、3ページをご覧ください。議案第5号 平成24年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきましてご説明申し上げます。

平成24年度の決算につきまして、議会の認定に付するものでございますが、その内容につきまして、別冊の決算書によりご説明申し上げます。

初めに、水道用水供給事業報告書からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。

1、概況、(1)、総括事項の①、業務の状況、(イ)の水道用水供給事業でございますが、平成24年度の年間総送水量は4,060万840立方メートルで、前年度と比較しまして150立方メートルの減となっております。また、年間総有収水量は4,027万4,924立方メートルで、前年度と比較いたしまして4万1,723立方メートルの増、当初予定水量と比較しますと63万114立方メートルの増となっております。有収率は99.2%で、前年度と比較しまして0.1ポイント向上したものであります。給水収益は35億4,384万2,504円で、当初予算と比較しまして2,898万5,504円の増となっております。

続きまして、(ロ)の水質検査事業でございますが、構成団体の原水及び浄水の水質検査を受託しまして、水質検査手数料は2,315万3,300円で、当初予算と比較しまして33万9,300円の増となっております。

次に、②の財政状況でございますが、収益的収支は、水道用水供給事業収益35億8,422万6,246円

に對しまして、水道用水供給事業費用36億2,856万1,664円で、収支差引額4,433万5,418円が当年度純損失となり、これに前年度繰越欠損金を加えた15億9,414万4,761円は、未処理欠損金として翌年度に繰り越しをしております。

続きまして、資本的収支でございますが、資本的収入35万4,600円に對しまして、資本的支出は16億8,848万9,396円となりまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額16億8,813万4,796円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんしたものでございます。

続きまして、③の施設の耐震化でございますが、施設の耐震化計画に基づきまして、小川水管橋ほか耐震化補強実施設計業務委託等2件の委託と伏黒水管橋耐震化補強工事等3件の工事を実施したものでございます。

次に、④の東京電力福島第一原子力発電所事故への対応でございますが、東京電力福島第一原子力発電所事故により拡散飛来した放射性物質から水道用水の安全性を確保するため、前年度に引き続きまして、福島県からゲルマニウム半導体検出装置の無償貸与を受け、検査体制を強化するとともに、検査結果をホームページに掲載するなど、安全性について広く周知に努めてまいったものでございます。

また、浄水過程で発生する浄水ケーキの処分につきましては、全国水道企業団協議会や日本水道協会を通じまして、国、県等関係機関への働きかけを引き続き行ったものでございます。

次に、3ページの(2)、議会議決事項でございますが、平成24年7月27日開催の7月議会臨時会、8月28日開催の8月議会定例会、12月27日開催の12月議会臨時会、平成25年2月20日開催の2月議会定例会におきまして議決を賜りました案件について記載したものでございます。

次に、(3)の職員に関する事項でございますが、特別職を除く職員数につきましては、一般職22名でございまして、内訳は記載のとおりでございます。

次に、4ページの2、工事、(1)、建設工事の概況及び(2)、保存工事の概況でございますが、100万円以上の工事は、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、5ページの3、業務、(1)のイ、業務量でございますが、取水量、送水量、有収水量並びに有収率等を前年度との比較で記載してございます。

また、ロの業務内容でございます。送水量、有効水量及び有収水量を月別に記載してございます。

続きまして、6ページの上の表でございますが、構成団体別の年間総給水量、1日最大給水量及び1日平均給水量でございます。詳細は記載のとおりでございます。

次に、このページの中ほどから7ページにかけてのハの共同水質検査でございますが、福島県水道水質管理計画に基づきまして、企業団及び各構成団体の水質検査を企業団で実施したものでございます。実施状況につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、8ページの(2)、事業収益に関する事項でございますが、まず上のイの事業収益

は、営業収益と営業外収益を合わせまして35億8,422万6,246円となりまして、口の供給単価は87円99銭でございます。

次に、(3)、事業費用に関する事項でございますが、イの事業費用は営業費用と営業外費用を合わせまして36億2,856万1,664円となりまして、口の給水原価につきましては90円9銭でございます。

続きまして、9ページの4、会計でございますが、記載は10ページにかけて記載してございますが、(1)、重要契約の要旨であります。100万円以上のものを記載してございます。イの物品等の購入関係が5件、ロ、工事請負関係が10件、ハの業務委託関係が25件となっております。

続きまして、11ページでございますが、企業債の概況でございますが、償還高は、財務省へ6億9,477万9,593円、地方公共団体金融機構へ7億4,420万9,553円、東邦銀行へ1億6,980万円、合わせまして16億878万9,146円を償還したものでございます。そうしまして、平成24年度末の未償還残高は、合計で263億4,944万3,022円となったものでございます。

続きまして、5、その他でございますが、(1)、資産の譲渡等の対価以外の収入の用途について、イの収益的収入でございますが、消費税法基本通達によりまして、決算関係書類等でその用途を明らかにし、特定する必要がございますことから記載したものでございます。

続きまして、水道用水供給事業会計決算につきましてご説明申し上げます。

初めに、1の平成24年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業決算報告書でございます。まず、14ページから15ページの(1)、収益的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款水道用水供給事業収益の予算額合計37億2,948万7,000円に対しまして、決算額は37億6,257万4,966円となりまして、予算額に比べ3,308万7,966円の増となりました。これは給水収益の増加などによるものでございます。

続きまして、支出の部の第1款水道用水供給事業費用の予算額合計38億8,445万6,000円に対しまして、決算額は38億313万2,034円となりまして、8,132万3,966円の不用額が発生したものでございます。

次に、16ページから17ページの(2)、資本的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款資本的収入の予算額合計46万3,000円に対しまして、決算額は35万4,600円となりまして、予算額に比べ10万8,400円の減となったものでございます。

次に、支出の部の第1款資本的支出の予算額合計17億4,399万8,000円に対しまして、決算額は16億8,848万9,396円となりまして、5,550万8,604円の不用額が発生したものでございます。

続きまして、19ページの2、損益計算書でございますが、これは1営業期間における企業団の経営成績をあらわしたものでございます。

まず、営業収益でございますが、35億6,699万5,804円で、営業費用は30億64万6,094円となりまして、差し引きの営業利益は5億6,634万9,710円でございます。また、営業外収益は1,723万442円、営業外費用6億2,791万5,570円となりまして、営業外損失は6億1,068万5,128円となりまして、経



常損失は4,433万5,418円でございます。

その結果、当年度純損失は4,433万5,418円となりまして、前年度繰越欠損金15億4,980万9,343円と合わせまして、15億9,414万4,761円が当年度未処理欠損金となるものでございます。

続きまして、20ページから21ページの3、剰余金計算書でございますが、まず資本金は借入資本金におきまして、企業債の償還16億878万9,146円の発生によりまして、当年度末残高は669億631万5,436円となるものでございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金は、工事負担金におきまして収入33万7,700円の発生によりまして、当年度末残高は612億5,414万1,272円となるものでございます。

次に、欠損金であります。当年度純損失4,433万5,418円の発生によりまして、当年度末残高、すなわち当年度未処理欠損金は15億9,414万4,761円となりまして、資本合計の当年度末残高は1,265億6,631万1,947円となるものでございます。

続きまして、この21ページの下4、欠損金処理計算書でありますけれども、15億9,414万4,761円が翌年度への繰越欠損金となるものでございます。

続きまして、22ページから23ページでございますが、貸借対照表でございます。

まず、資産の部、1、固定資産であります。有形固定資産610億3,338万4,184円、無形固定資産579億9,536万2,109円で、固定資産の合計は1,190億2,874万6,293円となっております。

続きまして、2の流動資産であります。現金預金、未収金、貯蔵品、これら合わせまして76億4,198万7,049円となっております。固定資産と流動資産を合わせました資産合計は1,266億7,073万3,342円となっております。

次に、23ページでございますが、まず上の負債の部でございます。3、流動負債は、営業未払金、未払消費税、諸税等の預り金であります。その他流動負債を合わせまして1億442万1,395円となっております。

続いて、資本の部でございますけれども、資本合計は1,265億6,631万1,947円でございます。20ページから21ページの剰余金計算書の中でご説明申し上げましたとおりでございます。

そういたしまして、負債並びに資本の合計1,266億7,073万3,342円となりまして、資産合計と一致するものでございます。

続きまして、水道用水供給事業会計決算附属明細書をご説明申し上げます。

26ページからでございますが、1の収益費用明細書でございますが、これは決算内容を款、項、目、節ごとにあらわしたものでございます。

続きまして、29ページでございますが、2の固定資産明細書でございますが、先ほど申し上げました22ページの貸借対照表でご説明申し上げました有形、無形固定資産の明細を記載したものでございます。

次に、30ページから33ページであります。3、企業債明細書は、起債内容及び償還状況を年次

別にあらわしたものでございます。

以上が決算書に関する説明でございます。

なお、本決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項によります決算審査が行われておりまして、監査委員より別冊のとおり決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書が提出されております。

また、資金不足の比率についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、一部事務組合の我々の地方公営企業でございます当企業団におきましても、資金不足比率を監査委員の審査に付しまして、その意見をつけて議会に報告申し上げ、公表するものでございます。

21ページをご覧ください。この資金不足比率についてでございますが、24年度決算におきましても、資金不足はございませんでした。

議案第5号、平成24年度決算認定の件の説明は以上でございます。

以上、議案2件でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（佐藤一好）** 議案第5号の認定に当たり、決算審査について証書類の点検をしてください。

【証書類点検】

【「議長、議事進行」と呼ぶ者あり】

**議長（佐藤一好）** 皆さん、よろしいですか。

【「はい」と呼ぶ者あり】

**議長（佐藤一好）** それでは、進めさせていただきます。

それでは、日程に従い、これより一般質問に入ります。

通告者は、8番、高橋一由議員です。

それでは、発言を許します。

8番、高橋一由議員。

**8番（高橋一由）** 議長、8番。

**議長（佐藤一好）** 8番。

**8番（高橋一由）** それでは、通告の順序で、数点についてお伺いさせていただきます。

初めに、平成24年度の決算認定、第5号でございますが、平成24年度の当初の計画によりますと、常に指摘をしておりました75億円を越す留保資金について、何とか抑えた形で実行してほしいということで、当初計画では68億7,000万円ほどの計画が示されまして、終わってみますと、やはり73億664万8,058円ということで、さらにまた留保資金が増えたということで、今の説明ですと16億円ほどの累積欠損赤字があるのだということでありまして、体質的には基本的にもうかっているということで、留保資金が積み増されていく体質の会計になっているということが明らかでございます。これらにつきまして、24年度中における内容において、決定された決算についての経過及び

今後の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

**事務局長（高橋正美）** 議長、事務局長。

**議長（佐藤一好）** 事務局長。

**事務局長（高橋正美）** 平成24年度におきましては、当初予算及び補正予算時点におきまして、ほぼ資金収支が均衡することを基本に編成したものでありますが、現金預金が増加いたしました主な要因といたしましては、受入資金となります水道用水供給事業収益において、夏の猛暑などによります当初予定を上回る給水量の増加に伴い、給水収益が増加するとともに、支払資金であります水道用水供給事業費用において、良質なダム水の取水による薬品費及び動力費などの縮減やダム維持管理負担金が過年度精算などによりまして納付額が少なくなったこと、さらには資本的支出の建設改良費におきまして、工事内容の変更による執行残の発生により減額となったことによるものでございます。平成24年度の決算状況につきましては、おおむね順調であったものと捉えておりまして、今後とも財政運営の健全性の確保に意を用いてまいりたいと考えております。

**8番（高橋一由）** 議長、8番。

**議長（佐藤一好）** 8番。

**8番（高橋一由）** 状況的には、そういうことだということでありまして、推移も前年度同様の推移をしているということで安定していると、それから極力経費についても抑え込んでいって収益体制を上げるというご答弁をいただきました。まさにそのとおりだというふうに思います。ただ、今回の決算報告を見ますと、かなりやはり極めて内容のいい状況にあるということを感じていますが、今の何度も私がここでたださせていたいただいている収益体制の状況について、どのように判断されているかを、まずお尋ねをしたいと思います。

**事務局長（高橋正美）** 議長、事務局長。

**議長（佐藤一好）** 事務局長。

**事務局長（高橋正美）** 先ほど申し上げました決算の全体的な状況としましては、我々事務方としては順調というふうに捉え、そしてまたこの内部留保資金関係の部分につきましても、これまでお答えを何度かさせていただいているとおり、今後のいわゆるさまざまな企業団が抱える大きな課題、いわゆる施設の更新ですとか、あるいは更新だけではなくて、企業債の償還とか、そういったものの大事な重要な財源となっているものでございまして、こういったことから総合的に判断しますと、やはり構成団体の皆様に負担していただく、そういった料金を初めとする負担、こういったものに対して急激な負担を招かないように、こういった財源を宛がいがながらやっていかななくてはならないということで、この内部留保資金等についても、今後十分事務局としても構成団体の皆さんと協議をしながら、この留保資金の補填の仕方についても検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**8番（高橋一由）** 議長、8番。

議長（佐藤一好） 8 番。

8 番（高橋一由） わかりました。

意見書の 9 ページになるのですが、財政状態ということで、経営分析が（3）で示されておりまして、2 行目になりますか、短期流動性を示す流動比率及び酸性試験比率は大きな値を示しておりということで、監査委員さんからの経営分析の報告がなされています。短期債務に対する支払能力は堅持されている。もちろん70億円もの留保資金持っているわけですから、十分潤沢にあるわけです。

ここの数字なのですが、流動比率の括弧の中身です。7,318.4%という極めて高い、高過ぎると。優良企業でも100%から百四、五十%と言われるところが指摘を、通常の状態でありますけれども、7,318.4%ということになりますと、およそ優良とされている企業の50倍もの数字に当たるわけです。これは、極めてやはり発言する言葉が適正かどうかはわかりませんが、極めて異常な高い数字であると。高いほどいいのです、確かに。高いほど資金繰りには困りませんから、高いほどいいのです。でも、高くたって10倍ぐらいか20倍ぐらいだろうというのが、どの物の本を見ても出ています。ですから、ここはやはりこういった計数からしても、私が常に申し上げている皆様方の供給されたものから売り上げた中身の収益としては大き過ぎますということです。

それから、当初本格給水が始まってから私どもに示された数字の当初の留保資金の計画では、40億円程度だったのです。それが今70億円になっているので、それは還元すべきでしょうということをやっと言い続けてきているということでは、やはりこの決算に当たっても、ぜひ見直していただきたいというふうに思うのですが、そこはいかがでしょうか。

事務局長（高橋正美） 議長、事務局長。

議長（佐藤一好） 事務局長。

事務局長（高橋正美） 我々企業団事務方といたしましては、同じようなお答えで大変恐縮でございますが、先ほども申し上げたとおり、今後の、今第3期の財政計画期間中でございますが、第4期以降のいわゆる更新ですとか、今現在やっている施設の耐震化等、そういったものも含めてでございますが、そういったことを総合的に考えますと、やはり不安が大きいところが十分ございます。そういったことで、我々としましてはこの留保資金、大変当てにしているといっただけですが、大変貴重な財源というふうに捉えているところでございまして、これまで申し上げた内容のとおりでございますので、以上でございます。

8 番（高橋一由） 議長、8 番。

議長（佐藤一好） 8 番。

8 番（高橋一由） 多分私も詳しくはないのですが、国県からの補助金、これを資本剰余金の中に入れ、それから結局それを減価償却しているというところでのやりとりの中で、こういう利益が出る体制をつくっている形式になっているのではないかと、もう少し私も研究して追及

していきたいと思います。一度研究して……

それで、ぜひやはり赤字、赤字だと言われると、我々議会は16億円の今赤字だけれども、また赤字増えていったら大変だと思いますが、実際にはどれだけの優良な経営されているかということが大切で、基本的に大事なのは、監査委員さん今回ちゃんと記載していただいているのですが、むすびの11ページなのですけれども、もちろん事務事業効率化を進めて、下から2行目ですけれども、経営の安定化を図ることにより、地方公営企業の本来の目的である公共の福祉を増進することを期待するものであるということで、やはりこれだけの計数にしてしまうと、よその一般企業と比べても非常に高い収益性があるというところは是正を求め、これは福祉的に還元されるべきものではないかということ、ここの監査委員さんの報告を見て私も痛感をしたということですので、ぜひ料金の低廉化についても検討をしていただきたいというふうに思うのですが、この辺の判断になると企業長の判断かというふうに思いますが、私はぜひ料金の低廉化についても26年度における部分については検討いただいて、新たな予算を組んでいただけないかというふうに思いますので、ご答弁いただいております。

議長（佐藤一好）2番目ですね、今質問が、低廉化だから。

8番（高橋一由）1番目の中の、そうですね、2つ目に入っています。そのまま流れて済みません。

企業長（瀬戸孝則）議長、企業長。

議長（佐藤一好）企業長。

企業長（瀬戸孝則）経営状況の認識と料金の低廉化等についてのご質問と受けとめております。

平成24年度におきましては、予定を上回る給水収益の増加と災害等の影響のない良質なダム水によりまして、浄水費用等の営業費用の縮減によりまして、予算と比べ損失額が減少するなどいたしまして、比較的良好な状況であったものと認識しております。

しかしながら、経営を取り巻く環境でございますが、人口減少社会の進展、それから節水意識の高まりなどによりまして、中長期的には有収水量の減少傾向は続くものと考えております。

近く実施されます電力料金の値上げに伴う動力費等の増加や施設の更新及び耐震化等、安定供給を継続するための費用の増大が見込まれるところでございます。このことから、経営はより一層厳しくなるものと予測しております。

今後におきましても、適正な財政計画のもとに、トータルコストの縮減など、経営の効率化を念頭に置きまして、供給料金の安定化を含め、事業運営に当たってまいりたいと考えてございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（佐藤一好）8番。

8番（高橋一由）今ご答弁いただいたことには、私も全く同感でありまして、そういう先行きの心配も私もしていますし、そういったことを考えながら運営していくということが基本になるだろうというふうに思っております。

それから、事務方の事務局長さんのご答弁は、やはりこの先だって下げてしまったらどうなるのかみたいな心配もあるし、留保資金失ったら、いざやるときには各自自治体が出してくれないと言ったらどうするのだというような心配も、いろいろ出てくるのだらうと思います。

ただ、我々議会も物わかりが悪いわけではありませんので、基本的に予定よりもたまってしまった資金については、何年間かやっぱり還元できる赤字で私はいいのだらうと。例えば料金を下げても、勢い例えば私ども伊達市の水道料金を下げるわけであります。だから、ことし、去年より上げたいというときには、ここだけの企業団と各自自治体の水道事業とのやりとりの中での卸単価ですから、そこは柔軟に対応は可能なのだというふうに思いますので、怖がらずに、ぜひどこでためるかということなのだと思うのですが、ここは極めて異常な数字になってしまったので、そこは福祉的に還元しますという姿勢の中で、ここの企業団についてはぜひ運営していただきたいという思いでいるのです。そこは新たな課題として受けとめていただければ、今回質問した意味ありますので、前向きにご検討いただいておりますというふうに思います。

次に参ります。統一料金ということで通告をさせていただいておりましたが、これは……

**議長（佐藤一好）** 質問者、3番目はよろしいのですか。

**8番（高橋一由）** 済みません、うっかりしました。

先を急ぎまして、実は現金預金の73億664万8,000円の運用状況と預託の金融機関の詳細について、ご報告いただきたいと思います。

**事務局長（高橋正美）** 議長、事務局長。

**議長（佐藤一好）** 事務局長。

**事務局長（高橋正美）** 現金を預金している金融機関につきましては、企業団出納取扱金融機関であります株式会社東邦銀行であります。

なお、資金の運用に当たりましては、第1に安全管理、第2に有利な利回り、これを基本としまして、さらに金融機関の信用度を十分に検討いたしまして実施しておりますところではありますが、当該金融機関につきましては、平成24年度決算における自己資本比率及び不良債権比率など、安全基準指標を調査した結果から、高い健全性が保持されていると判断しているものであります。

**8番（高橋一由）** 議長、8番。

**議長（佐藤一好）** 8番。

**8番（高橋一由）** 運用先については、どういった、資金運用の先ですね。

**事務局長（高橋正美）** 議長、事務局長。

**議長（佐藤一好）** 事務局長。

**事務局長（高橋正美）** この資金の運用でございますが、我々としましては、大口の定期預金、それともう一つは譲渡性預金、これによる運用でございます。

**8番（高橋一由）** 議長、8番。

議長（佐藤一好） 8 番。

8 番（高橋一由） 理解いたしました。

それでは、次に参ります。毎回申し上げて恐縮であります。福島水道用水供給事業の実施に関する協定書というのが、昭和63年の6月1日に当時の首長さんたち、吉田修一さんを筆頭に、東和町の町長の服部さんまで含めて協定が交わされております。その第5条に、用水料金の算出ということで第5条、用水料金は地域格差のない統一料金とすることとし、その算出においては総括原価主義を基本として検討するものとするということで協定がなされました。今、総括原価というよりは基本料金があって、従量料金があってということでの資金収支方式による運営がなされているわけですが、そのことを指摘させていただいて、できるだけ早い時期に各自治体別の差のない水道料金にしてほしいということで何年間か言い続け、最近になって事務レベルでの交渉を開始していただけたということで、安堵しているところではあります。前回ご答弁いただいていた中で、これは時間がかかるのだと、事務局長さんが。いろいろな考え方あるのだけれども、やっぱり25年度中に結論出すなんていうことにはならないのだという、慎重にやらなくてはいけないし、長期的に取り組むべきなのだということで、私ちょっとそこで理解できなかったのは、期間をかけると何が大きく変わって統一料金できるのだから、ちょっと説明をしていただきたい。

事務局長（高橋正美） 議長、事務局長。

議長（佐藤一好） 事務局長。

事務局長（高橋正美） この統一料金についての課題でございますけれども、前回の議会のときにもお答えを申し上げましたけれども、統一料金化には給水収益が供給水量により大きく変動するというような事業の持続性への影響を初めといたします財政計画上での課題、それから創設時にいただいた出資金の取り扱いなど、研究すべき課題が多々ございまして、前回もお答えをさせていただきましたけれども、構成団体の実務担当者レベル、これは水道関係担当のみならず財政関係の担当をも含めてでございますが、そういった方々を一堂に会しまして具体的な課題の抽出などを行って、そういったものでの研究、協議を十分重ねていく必要があると考えております。

したがって、いろんな課題の洗い出し、それから各構成市町の水道事業の実態なんかも踏まえて、いろんな事を想定して検討していきますと、やはり我々としては早い時期からこの検討には入っていきたいというふうに考えておりますが、やっぱり一定の期間は欲しいというふうに考えております。そうしまして、最終的には目指すところは第4期の財政計画で、議会の皆様にもお示しをしないといけないというふうに考えておりますので、28年度からの計画になりますので、少なくとも今年度そういった事務レベルでの検討を始めるにいたしましても、財政計画に必要な施設の更新の計画、そういったものも含めての検討になってまいりますので、27年度には当然議会のほうにもお示しをしないといけない計画でございますので、今年度から入って26年にはもう十分そういった具体的な議論を重ねていく必要があるというふうに認識しております。

それで、これまでの担当者レベルでの協議の経緯でございますけれども、去る5月22日には構成団体の担当者の情報交換会を開催いたしております。これの際には、予算と、それから企業団における今現在の事業、こういったものについての情報共有を図っておりますけれども、今後の予定でございますけれども、今回の議会でご認定を賜れば、この決算をもとに決算と、それから第2期までの、24年度までの財政計画を踏まえまして、さまざまな課題点等の整理などを行いまして、具体的に踏み込んだ内容への協議に入っていきたいというふうに考えているところでございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（佐藤一好）8番。

8番（高橋一由）わかりました。

私も皆さんに嫌がられるくらい、もう既に何年間も言い続けまして、多分六、七年言い続けているのではないかと、ようやく動いたのですが、これからまた三、四年かかるということになると、私は死んでしまうかもしれないので、できるだけやっぱり精力的にお願いをしたいと、やっぱり先人の協定書に従って運営していただきたいということでお願いをしたいということです。できますれば計画書というのですか、この時点でこういうことを打ち合わせし、こういうことでこの時点でやるということで、今は24年から27年の計画の中でやっているわけですが、28年を目指したいというのであれば、ぼんやりとやっていると、どちらも精力的に調査したり提出したり、書類の作成もおくれますから、主体的にリーダーシップを発揮していただいて、ここでこういうこと、こういうことという、私どもも安心して次に質問もしなくても済むということになりますので、ぜひそんなご提出をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局長（高橋正美）議長、事務局長。

議長（佐藤一好）事務局長。

事務局長（高橋正美）まさに議員さんご指摘のとおりであると思います。その点に関しましては、今後各構成団体の皆様、事務レベルでの担当者の皆様との間で協議を重ねまして、第4期の財政計画の策定のスケジュールのようなものも立てなくてはなりませんので、そういったものを明確にしながらか協議に当たってまいりたいと思います。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（佐藤一好）8番。

8番（高橋一由）面倒でも、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、あと何分ですか、残り時間わかりますか。

議長（佐藤一好）9分。

8番（高橋一由）9分、わかりました。

それでは、さきの議会でも質問をさせていただいておりますが、業務委託契約の総合評価方式、プロポーザルによる管理の委託契約の経緯についてでありますけれども、概略伺いましたが、再度



初参加の議員さんもいらっしゃいますので、経過等についてご説明をいただきたい。

事務局長（高橋正美）議長、事務局長。

議長（佐藤一好）事務局長。

事務局長（高橋正美）平成25年度からのすりかみ浄水場ほか運転管理等業務委託につきましては、平成24年の12月臨時会におきまして、債務負担行為としての議決を賜り、総合評価方式制限付一般競争入札による契約手続を行いまして、本年4月からの業務委託を開始したところでございます。

さきの2月定例会におきまして答弁を申し上げましたとおり、価格のみならず、高い技術力を持つものを選定するという観点も加えました評価によりまして、落札者を決定いたしましたけれども、技術評価面におきまして水質管理業務における従事予定者の技術力及び予備人員体制についての評価点の差から、結果として入札価格の高い事業者が落札したものでございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（佐藤一好）8番。

8番（高橋一由）やはり気になるのは、安いほうがとるのかというのが普通の今までの入札だったものですから、受けとめるほうも気になるのは5億1,000万円の札入れた方と3億8,000万円の業者さんの中で、5億1,000万円のほうに落としたということがうんと気になるのです。理解しようと思って、ずっと読み直したり、いろいろしているのですが、さきの説明ですと3人のいわゆる委託した業者の中に病欠とか、いろんな問題があったときに、補欠要員として確保できる人員がいるのかどうかということが一つのポイントになったというふうにこの間聞きましたけれども、それで3人が落札した業者のほうは確保できる。落札できなかったほうの業者さんはゼロで、対応が全くできないという結果だったので、そこに3ポイント持っているのです。3ポイント持っていて、確かに86点を上回る89.5229点で5億1,000万円のほうが落としたということで、3ポイント差であることは間違いのないのですけれども、その3人の方の待機としての重要度はどういう待機要員だか、ちょっと説明をしていただきたい。

事務局長（高橋正美）議長、事務局長。

議長（佐藤一好）事務局長。

事務局長（高橋正美）その3人というのは、例えば1人は主任技術者、それからそれに従って作業を行う、その事業の従事者というような位置づけでございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（佐藤一好）8番。

8番（高橋一由）皆さんからいただいた資料で、水質管理業務従事者の予備人員体制で3点になっているのですが、①では水質管理業務において従事者が病気、けが等により長期休暇した場合や急遽減員した場合に、業務に支障を来すことなく従事者を配置できる予備人員体制があれば評価するというので、3点ということで記載されていて、予備人員体制なしのほうが零点ということで、こ

の事務局からいただいた資料ですと、結局病気にならなかった場合あるいは現体制のままずっといった場合、差額の1億3,000万円はそのままいくのですね、その業者に、そういう理解でいいのですか。

**事務局長（高橋正美）** 議長、事務局長。

**議長（佐藤一好）** 事務局長。

**事務局長（高橋正美）** 基本的には、そのようなスタンスでございます。その部分とあわせまして、技術の評価の部分での差があるのは、いわゆる評価基準、今議員さんおっしゃっているのは評価基準の中の評点項目での内容でございますが、経験年数にもよって差も出てまいりますので、そういった部分の評価も差が出ているところで、今申し上げた3人の予備人員体制だけを捉えているわけではございませんので、いわゆる経験年数、そういったものの部分でございます。

それから、一つ申し上げたいのは、確かに5億1,000万円と3億8,000万円ですが、その3億8,000万円の価格につきましては、我々のところで低入札基準価格を設けまして、一定のレベルの金額よりも低いというふうに認められるような場合には、その具体的に我々の意図するところの技術力を持って、この浄水場等の運転管理等をできるかということでの評価も別途やらせていただくことになっておりまして、実はこの3億8,000万円の金額のときに、これも前回協議会等でも申し上げたかと思いますが、その低入札価格の基準価格の設定に当たりまして、これはやはり国等でも、この基準の設定に当たっての一定の基準がございますので、そういったものをもとに我々のところでも算定の内容に使っておりまして、これよりもかなり低い金額であったわけございまして、前回の協議会のときにもそういったお話が出まして申し上げたかと思いますが、いわゆる安い事業者さんのほうにつきましては、その最低限のレベルでの金額を設定してきたということで、差を見ますと、やっぱり積算の中で一番大きいのは技術経費としての、運転管理の技術経費の、そういった技術力の向上のための研修とか、そういったところに充てるための、技術向上に充てるための経費、そういったものが大幅に我々のところで設定している金額との差が出てきております。

それと、もう一つは諸経費の部分でございまして、これは単純に利益、企業としての適正な利益を算定してのせる部分のその部分でございまして、それもかなりのカットをしてきていると、ということから金額的には大幅な相違が出ているというふうにも見ておったわけでございます。

**8番（高橋一由）** 議長、8番。

**議長（佐藤一好）** 8番。

**8番（高橋一由）** よくわかりませんが、単純に常識的に考えると、よくぞ1億3,000万円も高いほうに落としたものだというのが我々一般普通に感じるころなのです。だから、非常に理解されるのは難しいのだろうというふうに思うので、また問いただしているわけですが、単純にやりますと、その予備でけがとか、その他の代用要員として3年間、1億3,000万円払っていくのだと、なかったらそのままいくのだというふうにししか理解できないし、それからほかの部分での点

数評価でも、我々は低いほうのほうもいかなものかと見ているのだったら、この項目とはまた別の問題だろうと思うのです、そこはトータル的には。総合評価方式ですから、ポイント、ポイントごとに点数つけている。ここには3点あって、この3点差で負けたというふうに聞いているわけですから、そこを言っている。

それから、1人当たり1,400万円なのです、年間。いわゆる予備要員としていただきためだけに、これは非常に理解したいと思ってずっと読んでいたし、それからそのときの積算をちゃんと皆さんも持っていて、ちゃんと低価格で入れた業者についても検討委員会に諮って、十分なし得るのではないかということで50点くれたというふうに、ちゃんとそういう理解でいいのですね、50点もちゃんと評価して、本当なら失格するのでしょうかけれども、点数の部分で。価格の部分では低過ぎるから、もっと下がるのだろうと思うのですが、そこは評価して、ちゃんとやってくれたというふうにも読み取れているのです。ただ、ここはなかなか理解が得られないと思います。ここはもう堂々めぐりになる可能性はあるかもしれませんが、もう少し理解しやすい、やっぱり中身での接合というのを今後は実現をしてほしい。

それから、私も何度もこうやって申し上げているのは、やはりこういうところでないと経費は下がらないだろうということなので、ここは思い切ってやっぱり低い業者さんにも、改めていい意味で今まで慣れた方にも再度挑戦していただくためにも、切りかえてもよかったのではないかということも含めて、今後の入札のありようを求めながら質問を終わりたいと思います。ここについての質問です。

次に、最後に伏黒の水管橋の入札の不調があったということであったのですが、どういう経過だったかということをお尋ねをしておきたいということでございます。

**事務局長（高橋正美）** 議長、事務局長。

**議長（佐藤一好）** 事務局長。

**事務局長（高橋正美）** 伏黒水管橋の耐震化補強工事でございますけれども、当初平成24年度、25年度の2カ年で実施予定でございましたけれども、平成24年度は各市町村における除染業務をはじめ、震災本復旧工事の増加等の影響から、制限付一般競争入札と指名競争入札を、それぞれ入札条件を変えながら、2度ずつ計4回実施をいたしました。いずれも入札中止、不成立となったため、工事内容を上部工の落橋防止装置設置のみと変更し、工事を完了したところでございます。

さらに、今年度につきましても残りの下部工、これを発注いたしました。制限付一般競争入札では参加者がなく、入札を中止いたしました。その後、指名競争入札に切りかえましたが、6月26日の入札日には全者入札辞退となりまして、入札は不成立となったものでございます。このような状況から、今年度は施工に必要な工期を確保できないため、工事を見送らざるを得ない状況となったものでございます。

**8番（高橋一由）** 議長、8番。

議長（佐藤一好） 8 番。

8 番（高橋一由）私も、先般ご説明をいただく前に、前から何か不調だったということで、うちの近所なものですから水管橋で気にしていたのですが、いろんな業者さんとも会ったり話をしまして、どうも本音のところはちょっと聞き出せたのですけれども、国土交通省の積算の基礎になるのが経費を50%見てくれということですね。厚生労働省の積算根拠になると、30%しか見てもらえないということで、業者さんとしては収益性が低いということ、それから出水期においては工事がしにくいということで、5月から10月までぐらいは工事ができない。上部管と下部の部分と一緒に多分最初は用意ドンで発注されたのだろうというふうに思うのですが、上部、下部一緒では管理が難しいので、ここも難しいのではないかとということで、上、下に分けたというのは正解なのではないかというふうに思います。それから、そこの工事ができない時期の7月に札入れてくれと言われても、10月までは工事ができないので、その間専任の監督がとられてしまうということでは、今収益性の高い事業がたくさん出ていますので、残念ながら辞退をした経過があるということですので、やはりもう少し七十数億円の留保資金も持っていますので、高く発注しろとは言いませんけれども、業者さんがやっぱり納得するような積算段階において、時期もちょっと研究していただいて入札していただくと、今度は応札可能なのかというふうに感じましたので、最後にお尋ねをし、そんなことのお話を申し上げて、質問としたいと思います。

26年度から公営企業法の見直しなんかも含めて、一般行政の公会計の導入なんかも含めると、大幅に経理方針変えなくてはいけないという意味では、我々も研究したり、ご協力申し上げたりしながら理解しながら、議会としても理解をしないと処分に困るような項目も出てくるというようなことの情報も入ったものですから、鋭意研究し、公共の福祉の増進のために私どもも頑張りたいと思いますので、今後ともご協力、ご尽力をよろしくお願い申し上げ、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤一好）以上で高橋一由議員の質問を終わります。

これをもって、本定例会の一般質問は終了いたしました。

これより討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後 3 時14分 休 憩

---

午後 3 時15分 再 開

議長（佐藤一好）それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 平成25年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（佐藤一好）起立多数。

よって、議案第4号につきましては原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第5号 平成24年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきまして、決算のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（佐藤一好）起立多数。

よって、議案第5号につきましては決算のとおり認定されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

副議長

議員

議員